

届出事項等の異動届

県選管記入欄

資金管理団体	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------	--

総務大臣
広島県選挙管理委員会

令和7年 5月 21日

異動後の主たる事務所の所在地、
代表者氏名を記載してください。

(記載例)

主たる事務所の所在地、
代表者、規約
に異動がある場合

政治団体の名称

甲田太郎後援会

事務所の所在地

広島市〇〇区〇〇町一丁目1-1

代表者の氏名

丁山 四郎

印

丁山

(上欄には異動後(新)の内容を記載してください)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 { 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } } に異動があったので、
政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内容			異動年月日
ふりがな 政治団体の 名 称 (*)	新 旧	<p>★この表には、<u>異動のある項目のみ</u> 記載してください。 異動のない項目は記載不要です。</p>		平成・令和 ・・
主たる事務所の 所 在 地 (*)	新 旧	<p>(〒000-0000) 電話(082-000-0000) 広島市〇〇区〇〇町一丁目1-1</p>		平成・令和 7・5・20
主たる 活 動 区 域	新 旧	<p>△△市△△町二丁目2-2</p>		平成・令和 ・・
区分		氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号	生年月日
ふりがな 代 表 者 (*)	新 旧	ていやま しろう 丁山 四郎	(〒000-0000) 電話(082-000-0000) 広島市××区××町三丁目3-3	大正 昭和・平成・令和 45・12・31
ふりがな 会計責任者	新 旧			平成・令和 7・5・20
ふりがな 会計責任者の 職務代行者	新 旧		(〒 -) 電話(- - -)	大正・昭和・平成・令和 平成・令和
		<p>注:「会計責任者」と「会計責任 者の職務代行者」は、同一の方 が就任することはできません。</p>		「代表者」「会計責任者」「会計 責任者の職務代行者」の「旧」 欄については、 <u>氏名と住所のみ</u> 記載してください。(これ以外は 不要です。)
国会議員関係	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名 () <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 (主催者や主要な構成員である国会議員の氏名及び公職の種類は別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体		<input type="checkbox"/> 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体 平成・令和 ・・
該当する場合は、□にチ ェックをしてください。 (添付書類が必要となる 場合があります。)				
そ の 他		<input checked="" type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の有無の異動 (□ 無から有へ □ 有から無へ) <input type="checkbox"/> その他 []		平成・令和 7・5・20

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動届は県選挙管理委員会に直接提出すること。(郵送等での提出はできません。)
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 5 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号または3号に係る国会議員関係政治団体にあっては、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」欄に記載すること。
公職の候補者に係る公職の種類の記載については、「衆議院議員（現職）」「参議院議員（候補者等）」の例により、□にチェックをすること。
- 6 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 7 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、関係書面を付して提出すること。(※ 政治団体の名称又は主たる事務所の所在地の異動があった場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。)
- 8 当該異動に係る団体が資金管理団体であって、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）又は公職の種類に異動が生じた場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
- 9 当該異動に係る団体が政党の支部であって、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。
- 10 表中には、異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
- 11 資金管理団体の場合で（＊）欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。